

男性学の生殖論における臨界

——再生産責任の帰責主体をめぐる議論を中心に——

齋藤 圭介

本稿は男性学の立場から生殖論を構築するための基礎的視座を提供することを目指す。

リベラル・フェミニズムによる生殖論の多くは、生殖を女性の問題として語ってきた。そのため生殖に関わるアクターは女性一人と考えられ、男性について多くは語られてこなかった。その一方で、これら男性不在の生殖論に対して、リベラル・フェミニズムの問題構成を引き継ぐかたちで積極的に生殖を男性の問題として捉え直そうという男性学の試みがある。彼らのこの試みは、従来の家父長制的な男性像とは異なる、生殖論における男性主体の構築を目指した。しかし、これらの男性学からの生殖論構築の試みは、論理内在的に不可避にジレンマを抱えている。本稿はこの男性学の生殖論を批判的に検討することを通して、男性学が生殖を語るときに立脚しうる基礎的視座を明らかにする。

1 はじめに——問題の所在と研究対象

1-1 問題の所在

本稿は、フェミニズム思想を経た男性学¹の立場から生殖の問題群を扱い、男性学の立場からの生殖論構築のための基礎的視座を明らかにすることを目指す。

最初に2つの語句を定義しておきたい。1つは生殖(reproduction)である。これは論議を呼ぶ概念であるが²、本稿がいう生殖とは、異性愛の一組の男女の妊娠しうる性交とその結果の一連のプロセスと定義する。この生殖の定義では、男性がいなければ(より正確に言えば精子がなければ)、そのプロセスは始まらない³。

2つめに再生産(reproduction)である。再生産も生殖と同様に論争的な概念であるものの、フェミニズムの文脈ではもっぱら人間の再生産を指し、生殖の意味で用いられてきた(岩波女性学辞典 2002: 274)。再生産にかかるコストは再生産労働や再生産費用と呼ばれる。そ

れらを踏まえ本稿では、再生産労働・費用を担う責任について論じるのであるが、これを端的に再生産責任と呼びたい⁴。

さて、近代を経て誕生したフェミニズムの文脈において生殖とは、家父長制という権力の管理下にそもそもあり、そこから女性自身の手に取りもどすべき対象であると考えられてきた(荻野 1994)。なぜなら、生殖が女性個人の手を離れ社会に管理されることは、家父長制に生殖の決定権を委ねることにつながるという危機感がフェミニストには強くあったからである(水田 1994; 荻野 1988)。そこで、フェミニズムが戦略として採用したのは、生殖を女性の私的領域にのみ属する事柄として定義し直すことであった。生殖を私的領域に再奪取するための理論的営為にフェミニズムが用いたのが、リベラリズムの思考と言語である(江原 2001; 山根 2004)。この立場は一般にリベラル・フェミニズムと呼ばれる。

このリベラル・フェミニズムによる生殖論は

すでに多くの論者が指摘しているように問題含みではあるが⁵、なかでも本稿の検討課題と直接関わるものは次のものである。すなわち、リベラル・フェミニズムの問題構成のもとに展開する生殖論では、女性に自己身体への決定権を排他的権利として与える一方で、その結果生殖を女性へとより一層囲い込んでしまい、男性を生殖から疎外しその責任を問えないという両義的効果を有していることである。つまり、女性を生殖へと疎外し、男性を生殖から疎外してしまっている。既存のこれら生殖論には男性が不在であることを指摘できる。

1-2 研究対象と問いの設定

本稿は男性学の立場から生殖論を扱うと述べたが、そもそも男性といえども一枚岩ではもちろんない。社会構築主義やクエア・スタディーズのインパクトを経た言説空間では、もはや生物学的に所与とみなされがちな性別も多かれ少なかれ社会的に構築されたものであるとされ、男性の多様性や非一貫性に対して無自覚ではいられない (Connell 1995)。そこで本稿は男性内部の差異に目配りをしながらも、女性に対する一種の「利益集団 interest group」を構成している性別グループとして、男性という呼称を用いる (上野 1990: 59)。

さて、日本の男性学は、学問化された当初、男性も女性と同様に抑圧されているという側面に力点があった (渡辺 1986; 伊藤 1993)。それと前後して、男性が私的領域に参入することが可能であるという言説が増えるが (男の子育てを考える会編 1978; 村瀬 1984; 育児連 1989)、これら男性学の知見からは、生殖を結果として女性の問題へと囲い込んでしまうリベラル・フェミニズムの問題構成への疑義は見出せない。

しかし最近になり、女性に偏向している生殖論を、男性個人の立場から「ジェンダー中立的」に是正するためにはどうしたらよいかと問うた論者がいる。彼らは、リベラル・フェミニズムの生殖論を前提として、男性学からの生殖論における男性主体のあり方を模索している。具体的な論者として、沼崎一郎 (1997、2000a、2000b) や森岡正博 (2001、2005、2008) を挙げることができる。

本稿が以下で試みるのは、リベラル・フェミニズムの問題構成に共感を示し、その問題構成を引き継ぐ男性学の立場が不可避に孕むアポリアを抽出し、その主張の臨界点を明らかにすることである⁶。彼らの議論の批判的検討を通して、男性学から生殖論を語るさいの基礎的視座の明確化を目指す。

2 先行研究の検討

2-1 再生産責任を個人化しない立場

本稿の問いに対して直接的な考察を加える前に、リベラル・フェミニズムの問題構成とは異なる形で男性の再生産責任を論じた議論を概観したい。そうすることで、本稿が取り上げる男性学の意義がよりはっきりとするからである。

リベラル・フェミニズムは生殖を個人の私的領域の問題に還元して説明を試みるが、それを再生産責任の個人化と呼べるならば、本節で取り上げる立場は再生産責任の社会化と呼べるものである。再生産責任の社会化とは、男女という個人間で再生産責任の分担を考えるのではなく、婚姻などの法制度体系により、強制力をもって社会という公的な枠組みで再生産責任の分配を行うことである。そのため、男性個人は再生産責任から逃れることは相対的に難しくなる。このように再生産責任の社会化には、男性

を生殖のフリーライダーにさせにくい効果がある⁷。

再生産責任を個人化しない立場のもっとも顕著な例として、いままでのフェミニズムがリベラリズムに依存し、自己身体への決定権の主張をしてきたことの両義性を明確に定式化した永田えり子（1997）の議論を取り上げることができる。永田は孕みうるのは女性だけであること、また既存のフェミニズムによる生殖論が男性を論じていないことに触れ、婚姻制度というものが、性よりもむしろ生殖に関するルールであることを指摘する（永田 1997: 284）。永田が繰り返し指摘するのは、大方のフェミニストとは異なり、性的自己決定権は女性に対して解放をもたらすものではなく、逆にさらなる抑圧しかもたらさないことである。「産む産まないは私が決める」「私の体は私のものだ」という自己決定権を主張する——すなわち再生産責任を自己決定権に還元して説明を試みる言説——は、永田によると失敗を運命付けられているという。その根拠として永田は、「リバータリアニズム的な主張にしのび込む暗黙の前提によって、性と生殖における男性の責任は解除され、それらはただ女性の、女性だけの問題とみなされてゆく」⁸（永田 2001: 147）ことを挙げる。リベラリズムが「普遍的な規則」だとする中に「ジェンダーが忍び込んでいる」（永田 2001: 166）というこの永田の指摘はすこぶる正しい。

この永田の議論を下敷きにして、かつ男性学からの再生産責任の個人化論の主張を踏まえた宮地尚子（1998）は、これら男性学の立場に賛同的な立場からその限界を指摘し、「孕ませない責任をどう実体化しうるのか」という批判を試みている。そこで、宮地は3点の指摘を行った。1つは生殖における男性主体の議論は女性を非主体化してしまうこと、2つめに個人の

倫理への訴求には限界があること、最後の3つめに妊娠以外の生殖の問題については男性学が論じていないことを挙げる。宮地の主張は、「自然な不均等」（永田 1997: 289）と呼ぶべき男女の身体機能の違いを是正するには、社会的な法制度という格差是正措置に解決の方途を求めべきだということだといえる。

この永田・宮地のように再生産責任を社会化することは、従来の考え方では生殖の当事者とはされてこなかった男性を、法制度により当事者として捉え直す試みといえる。生殖論において不在であった男性を、法制度により男性個人の意図を離れて当事者として強制的に位置づけることは、男性学から生殖論を構築するさいの1つの有力な方途であり、永田・宮地の論は説得的にその方向を提示した点において高く評価できる。

以上を踏まえて本稿が考えたいのは、次のことである。すなわち、再生産責任を社会化することで生殖の当事者と考えられてこなかった男性を当事者と位置づけることは可能にはなるが、では、それだけが男性学がとるべき方途であるのか、という点である。

2-2 再生産責任の社会化論の検討

男性学が再生産責任の社会化論をさらに展開するまえに、問うべき論点が残されていると本稿は考えている。男性学から生殖を考える場合、女性の生殖における基本的権利の保障のために法制度の構築を考える以前に、男性個人の倫理観をもっと突き詰めて考える必要があるのではないだろうか。具体的には、男性学は生殖を中絶の合法化や出産・育児の無料化などの法制度によって解決すべき問題と考えれば十分なのか、という疑問である。むしろ、それらは極めて重要な論点には間違いないのだが、より望ま

しい状態は、女性が望まない妊娠自体に直面しないようにすることではないだろうか。そうであれば、むしろ男性学が喫緊の課題としてまず取り組むべきなのは、男性個人の倫理観の望ましいあり方の提示ということになる。

ここまでの議論をまとめよう。再生産責任の社会化論は、たしかに有益な知見を提出しえた。しかし現実には、マクロな法制度の次元で論じられることと、またそれとは異なるミクロな男性個人の倫理で論じるべきことがある。本稿では、再生産責任の社会化論ではなく、再生産責任の個人化を論じる男性学を内在的に批判することを通して、再生産責任を個人で考えることの臨界点を見定める。

3 男性学における再生産責任の個人化論

本節では、再生産責任を個人化する立場について検討を行う。まず、なぜこのような立場が男性学の内部から出てきたのかを論じる必要があるだろう。日本の男性学は、1970年代からウーマン・リブやフェミニズムの圧倒的影響を受けて誕生した。その当時の男性学は、男性が被る抑圧を中心に上げていた（渡辺 1986; 伊藤 1996）。その後、フェミニズムからの男性批判を引き受ける形で、男性学は男性の抑圧性を中心に論じてきた。この流れのなかで、沼崎は、妻の妊娠に伴う身体的変化を目の当たりにして男性の再生産責任の反省を始め（沼崎 1999: 90）、森岡はいちばん近いところにいた女性からの声に対して、「まったく聴かずに意図的に黙殺し、権威主義者として開き直っていた」（森岡 2001: 239）ことを反省し、生殖における男性役割を考察し始めたという。

生殖過程における男性の抑圧性が男性学の主題として浮上したこと以外にも、以下の理由を

挙げることができる。セクシュアリティや身体についての言説がフェミニズムやクエア理論を中心として増えてくることでヘテロセクシズムが相対化され、男性の身体やセクシュアリティもまた研究の対象となったこと（LeVay 1996 = 2002; Stoltenberg 1989 = 2002）や、不妊や生殖テクノロジーはいままでは女性身体を主たる医療対象としてきたが、それら生殖補助医療の言説の増大につれ、不妊などは女性だけの問題ではなく、当然男性の生殖能力へと着目する必要性が出てきたこと（Baker 1999 = 2000; Gosden 1999=2002）などの学問的な伏線である。

生殖に取り組むこの男性学の立場は、2つの意味で斬新であった。1つは、いままでの男性学が育児論や父性論という出産以後のプロセスに焦点を主にあてていたことに対して（伊藤 1996; 林 1996）、後述するように出産以前のプロセス（とりわけ性交時の男性の主体性の問題）を正面から取り上げたという点である。従来の生殖論に登場する男性の描かれ方は、多くが経済的な役割に矮小化されていたのであり、経済的役割に留まらずそれとは別の次元の男性主体のあり方という問題領域を拓いた功績は大きい。

2つめに、いままでの社会通念としての男性のセクシュアリティを否定したことである。いままでの男性のセクシュアリティは、「生物学的本能」——生殖において無責任ではあるものの、「オス」本来の姿——によって多くが説明されてきた。新しい男性学の試みは、これまでの社会通念としての男性のセクシュアリティ観に真っ向から立ち向い、男性は生殖において倫理的主体たれ、という規範を打ち出した。

沼崎と森岡はともに男性は生殖において倫理的主体であるべきだという。彼らが再生産責任

を個人の枠組みで議論をするさいの根拠は、それぞれ異なっている。その倫理観の対象となるものは、女性と胎児⁹に便宜上区別できる。まず、対女性への倫理の立場として沼崎の論について検討をし、彼の議論がどのように生殖や再生産責任の問題を考えているかを検討する。

3-1 対女性への倫理を基礎とする立場

沼崎が構想する男性学の目的は次のようなものだという。それは、「中絶と避妊という問題を手掛かりに、性と生殖にかかわる女と男の関係性のなかで、男にはどのような自己責任が求められるのかという問題を、〈孕ませる性〉である男性という視点から考えてみることである」(沼崎 1997: 86)。沼崎は、社会学の文脈でフェミニズムに共感を示す男性の立場から、生殖を男性個人の問題として捉えた貴重な論者といえる。

沼崎の議論で新しい点は、いままで男性の性が、「貪る性」や「犯す性」¹⁰として語られているのに対して、それら2つに加えられる3つめとして「孕ませる性」¹¹という概念を導入したことである。「孕ませる性」は、常に男性のセクシュアリティが女性に対して抱えている妊娠させうる可能性を正面から論じることができる点で画期的であった。

沼崎は、女性が自己決定権を用いて男性を生殖の議論に組み入れなかった歴史的な経緯を振り返り共感をしめすが、「だからといって、中絶問題における男性の関与と責任を問わなくてもよいということにはならない」と述べ、その理由として「なぜなら、中絶とは望まない妊娠のひとつの結果であり、望まない妊娠の原因は〈避妊しない性交〉であって、避妊しない性交の当事者のひとは男性に他ならないからだ」(沼崎 1997: 88)と男性を糾弾する。

沼崎によれば、避妊は男性問題なのだという。そのうえで、避妊責任の問題を、中絶問題と密接に絡め、次のように言う。「〈孕ませる性〉という自らの性を反省的に自覚するなら、男性もまた、主体的に〈避妊責任〉を問わねばならないのだ」(沼崎 1997: 89)。ここから明らかのように、沼崎が男性の避妊責任を求める根拠は、男性個人の倫理観である。なぜなら現代の成人男性ならば、「女性の膈内にペニスを挿入して射精すれば妊娠する可能性(危険性)があるというのは、……当たり前の〈常識〉であろう。ところが、妊娠が女性にどれほど深刻な身体的変化をもたらすものか、また妊娠することで女性の社会的地位にどれほど深刻な変化をもたらされるかということは、男性の〈常識〉にはなっていない」(沼崎 1997: 89-90)との自身の経験を挙げ、膈内射精は性暴力であるという。

沼崎は、こうした性暴力をおこさないために、個々の男性に次の倫理観を求める。

[男性には]〈孕ませた責任〉ではなく〈孕ませない責任〉があるということである。〈孕ませた責任〉は今までも問題にされてきた。もちろん、多くの男は〈孕ませた責任〉を放棄し、出産と育児を女性に押し付けるか中絶を強いるかという形で責任を女性に転嫁して、自分自身は免責されてきたというのが実情だ。さもなければ、〈結婚〉とか〈認知〉という形で責任を取ったと強弁してきた。しかし、いずれの場合も、女性に深刻な身体的・社会的損害を与え、女性のライフコースを制約する。男が責任を取っても取らなくても、女性は被害を被ってきた。〈孕ませた責任〉を問うだけでは、女性の自由を侵害する。女性の自由を保障するためには、〈孕ませない責任〉を問わなければならないのである。(沼崎 1997: 94)

以上のように、沼崎の生殖における男性像とは、性行為のパートナーである女性への責任を有した存在として描かれている。その責任を全うするために、男性個人はその倫理観にしたがって行動すべし、と沼崎は主張した。

男性が有する生殖における暴力性を一般化して捉えた沼崎の論は、非常に倫理的な響きを持ち、自己禁欲的な主張である。既存の生殖論で男性のセクシュアリティが見過されがちであった点を考慮すれば、男性を排除したリベラル・フェミニズムの生殖論の問題構成を積極的に認めつつも、それと同時に生殖における男性の責任を論じようとしている点で極めて重要な指摘といえる。その一方で、沼崎の議論は幾つかの問題点を抱えているが、森岡の議論を次節でみたあと、沼崎と森岡の問題点をまとめて検討する。

3-2 対胎児への倫理を基礎とする立場

森岡は、倫理学ないし生命論の文脈から、同じく生殖の当事者として男性を語る。中絶の議論において、森岡は胎児への「可能性の殺人」というまなざしから、生殖における当事者として男性を語る。

私は、中絶に関与した人間、すなわち妊娠した女性、妊娠させた男性、代理執行した医師たちは、「責め」（＝倫理的有罪性）を負っていると思う。……言い換えれば、そのまま育ていけばさまざまな生を享受していたであろう存在を抹消してしまったことに対する「責め」である。（森岡 2001: 255）

森岡はこのように、女性はもとより胎児に対して、男性は倫理的主体たれという。沼崎が女性への責任という形で男性への倫理を求めたの

に対して、森岡は女性への責任もちろんそうだが一義的には胎児を中絶させたことによる責めを負うべきだと主張をする。そして、生殖（とりわけ中絶）における男性の問題を述べる。

まず中絶が女性と胎児に対する暴力であることを確認したうえで、森岡は次のようにいう。

ただし、中絶というものを、女性自身にふるう暴力として第1に捉えるのは、誤っていると思う。中絶はなによりもまず、「胎児に対する暴力」なのであり、それと並行して、女性自身に対する暴力でもあるのだ。……男性は手術を受けるわけでもない自分の都合を最優先して、女性に中絶を強要するという暴力行使をしているのである。この場合、その暴力は、女性と胎児の両方に向かっている。（森岡 2001: 259）

ここで興味深いのは、胎児への暴力という視点を強調したことから、森岡は女性が胎児への暴力の主体者たることも想定している。その例として、森岡はパートナーである女性に中絶をさせてしまった男性のトラウマの問題も述べている。

以上のことから、森岡によると「中絶に関与した人間は、『可能性の殺人』『中絶という暴力』を行使したことに対する『責め』を負っていると考えざるを得ない」（森岡 201: 262）といい、男性を胎児に対して責任を有する存在として描いている。その胎児への責任を全うするために、男性個人は倫理的責めを負うべきだという。

森岡の議論も沼崎と同様に、非常に倫理的である。森岡は沼崎と異なり胎児に対して男性は倫理的であれという。中絶の議論において、胎児との関係で男性の責任が問われることは直接的には少なかったことを考えると、森岡の指摘

は極めて重要なものといえる。

ただし、女性に対して倫理的であることと、胎児に対して倫理的であることの意味は決定的に異なる。そのことについて触れる必要がある。

3-3 再生産責任の個人化論の特徴とその差異

男性の倫理観の根拠を求めるさいに対女性か対胎児かという違いはみられたものの、男性を生殖において再生産責任を有している主体とみる点で、彼らは互いに似た倫理志向の男性学の構築を目指している。ともに、男性主体を立ち上げる契機となるのは、男性個人の倫理観であった。また、生殖における男性の当事者性とは、暴力の行使者として発現すると捉えている。だからこそ、それを防ぐ倫理が男性個人に求められるし、その責任を全うするために男性個人はそれぞれの倫理観に従って生殖行為をするべきだと主張された。

彼らは、リベラル・フェミニズムが取り組んだ再生産責任の個人化の枠組みをそのまま男性学にも当てはめて応えようと試みたのであり、その議論の延長線上に男性主体の確立を目指している。男性個人の倫理観において避妊や中絶をはじめ生殖に関わることを強調するこれらの論は、経験的には非常に「まっとう」な主張だといえそうである。

しかしながら彼らの論には、見過ごせない大きな違いが2つある。その1つが、男性にとって女性との関係が避妊意識に与える影響についてであり、もう1つが胎児と女性のどちらに男性はより倫理的に接するべきかという問題である。

1つめから論じる。森岡によると、男性たちの生殖論においてもっとも重要なことの1つは、男性にとっての避妊という行為が、男性と

女性の関係のあり方を反映するということだ¹²。森岡は、沼崎の議論が抽象化・一般化されすぎているがゆえに現実の決定的に重要な側面を捉え損ねているという。

まず森岡は、妊娠が男性にとっては自分が妊娠することではなく、セックスした相手が妊娠してしまうことを確認する。そのうえで、次のことを指摘する。「ただし、避妊にかんする男性の意識が、女性の意識と決定的に違うところがある。それは、セックスする相手との関係性に応じて、避妊の徹底度が激変してしまうということだ。……つまり、男にとっての避妊とは、男と女の関係性のあり方を反映するものなのである」(森岡 1997: 78-9)。沼崎は、男性と女性を一般化したうえで、男性の女性への「孕ませない」責任(=倫理的態度)を、「孕ませる性」である男性に求めているが、現実には森岡がいうように男性と女性の2者関係というものは、極めて状況依存的であり一般化を拒む関係だといえるだろう。森岡は、自身の友人の経験から次のようにいう。

大切な関係の女性とはきちんと避妊はするが、セックスだけの一夜限りの女性のときは避妊にまったく神経を払わない。そういう意識構造が、彼(=引用者注:ナンパした高校生の女性にレンタルルームで、避妊をせず膈内に射精をした森岡の友人のこと)にはあったし、おそらく多くの男たちのなかにもあるのではないだろうか。(森岡 1997: 79)

男性にとっての避妊とは、相手との関係に大きく左右されるという森岡の指摘は重要である。相手にとって避妊手段(その有無を含め)を使い分ける男性がいることから、生殖というプロセスにはアクターの思惑が濃くからみ、戦

略的な側面が強いことが伺える。本稿では、この点は指摘するにとどめ、2つめの差異について詳細に検討を行いたい。

2つめの差異はより根本的であり、かつ重要な差異である。沼崎の立場からみると、胎児への責めを感じるべきという森岡の主張は不十分だという。森岡は、一義的には男性が有する生殖における責任とは、胎児への殺人という行為から求められる。対して沼崎は、男性はまず胎児より先に女性に対して、倫理的たれという。そして、森岡に対して次の批判を行う。

〔森岡の論は〕そもそも中絶せざるをえないような状況に陥った責任が男性にあるという認識は弱く、胎児に対する暴力としての中絶の暴力性だけを強調して、女性に対する暴力としての膣内射精の暴力性に無反省だという点で、〈男性学〉としては極めて不十分なものに終わっている。中絶させてしまった(されてしまった)男のトラウマを問う前に、妊娠させてしまった男の責任を厳しく問うべきだ。(沼崎 1997: 91-2)

沼崎によると、森岡の論は、当事者としての男性が有する胎児に対する暴力性だけを強調して、女性に対する暴力性に無反省だということになる。これを受けて、森岡はこの沼崎による批判の妥当性を認めたとうえで、次のようにいう。

沼崎の批判はたしかに正しい。なぜ胎児への暴力としての中絶がなされるのかと言えば、女性が望まぬ妊娠をしたからである。それも、男性が「周到な配慮と準備」なしに膣内射精したからそうなったというケースが、圧倒的に多いであろう。だとすれば、「膣内射精という暴力」→「女性の再生産の自由の侵害」→

「胎児への暴力」という、暴力の連鎖が生じていることになる。(森岡 2001: 263)

そのため、森岡は、男性をあくまで、『『可能性の殺人』『中絶という暴力』を行使した共同責任をみずからの身に引き受けなければならぬ』(森岡 2001: 263)という視点から、男性の生殖における主体像について語る。そして、『『責め』を負っている人間は、その『責め』をみずからに引き受け、それに応答してゆく義務があるはずだ』(森岡 2001: 264)という。女性は現実の中絶に関して「責め」を多く負っているのだから、「中絶の『責め』を引き受け、それに応答する義務があるのは、むしろ、中絶に関与した男たちである」(森岡 2001: 264)と述べる。

このように森岡は胎児を対象として、男性は倫理観を持つべきだという。しかし、胎児の扱いについては留保が必要である。というのは、胎児が生命を有した存在、ないし独立した権利主体であるかどうかは決して自明なことではない¹³。森岡がいうように胎児に対する責任を男性は感じるべきだという論の立て方は、1つの強い哲学的前提のうえに成り立っている。胎児の哲学的・認識論的位置づけ自体が、1つの大きな問題系を形成していることを鑑みれば、森岡の立場を無条件で受け入れることは出来ない。本稿では対象は異なれど、沼崎・森岡の論がともに男性個人に倫理を求めていることを確認するにとどめ、胎児の哲学的・認識論的位置づけの妥当性については、本稿の射程を超えるため論じることはしない。

そこで以下では、再生産責任の個人化論のアポリアを析出するために、特に女性との関係に着目することにする。理由は2つある。1つは、胎児が生命を有した権利主体であるという前提

には慎重な立場を本稿は取ること。2つめに男性の再生産責任の主張に対しては家父長制という観点からつねに批判が向けられているが、生殖は女性主体と再生産責任を有する男性主体という2つの自律的主体が関与し誕生するプロセスといえるのであれば、生殖における女性と男性という自立の主体の関係のありようを掘り下げることで、再生産責任の個人化論において男性主体を指定するさいの諸問題が集約的に考察できると考えるためである。

4 男性学が抱える生殖論のジレンマ ——その論理的帰結としての弱い主体

4-1 個人間の契約は生殖論のアポリアを解けるのか

生殖の当事者として男性を議論するということは、女性と子ども（胎児）のダイアドから、女性・子ども・男性というトライアドで論じ直すことになる。そこには、子どもに対して、権利と責任を担う親が女性と男性2人いるため、当然ながら2者間の葛藤が生じる。

本稿が取り上げた男性学は、リベラル・フェミニズムの問題構成を引き継ぐ形で論を展開したと述べた。この男性学の立場では、女性の自己決定権の尊重は疑うことなき前提となっている。この男性学の想定している男性主体像を、女性の自己決定権とつきあわせてみると、そこには以下で詳述するように相克があることを指摘できる。

ここに当事者としての男性を考える男性学が直面せざるを得ない難問がある。つまり、生殖における女性の自己決定権を前提として考えるとき、男性と女性の2者関係とその変容を折り込むかたちでの男性主体の記述は、極めて困難であるということだ。なぜなら、男性や女性を

取り巻くテンポラリーでありうる人間関係は、つねに日々、個々人間の共同作業によって再構築され続けている。男性と女性の関係は時間や出来事を経るたびに変容するし、カップルという関係を選択し続けないと男女の関係は脆くも崩れてしまう。社会関係の網の目に絡め取られて役割を演じているに過ぎない男性と女性との関係は、端的に非常に曖昧かつ脆いのである。

この関係性の移ろいやすさを考慮するとき、生殖プロセスの各段階の合意もあとになって合意ではないということも起きる。その解決策として、再生産責任の社会化論は、避妊、出産、育児などそのつどの男女の契約で再生産責任を果たすべきだという。もちろんこうした男女の関係の脆さを補うための装置が、たとえば婚姻という法制度であるし、たしかに再生産責任を担う男性のフリーライダー化を防ぐうえで契約という社会的制度は有効であった。

以上の再生産責任の社会化論を踏まえ、再生産責任の個人化論の立場では、合意の形成がどのようなものとして考えられるかを検討したい。

4-2 再生産責任の個人化を主張する男性学が抱え込むジレンマ

再生産責任の個人化論に立つ男性学では、女性と子どもへの責任を引き受ける男性は、その倫理観に応じて当事者としての主体性を持つという。そして、男性である自己を生殖の責任主体として指定する。リベラル・フェミニズムの問題構成を引き継ぐ男性学の立場では、生殖を自律した個人の枠組みで排他的に捉えるため、再生産責任を有する男性主体と自己決定権の行使主体である女性は、その当事者の意図に関わらず背反する関係に陥り、ジレンマを抱える。確固とした主体として男性を責任を有する存在として捉える試みは、女性の自己決定権という

名の下に頓挫することになる。

具体的には、倫理志向の男性学は次の立場を取る。「〈産ませる性〉である男性は、精子の製造元・提供者としてまぎれもなく『人間の生殖システム』の一部である。……リプロダクティブ・ライツとは、性と生殖の領域における基本的人権としての、『女性の自己決定権』として主張されてきた。……家父長制と男性支配を否定し、ジェンダー間の平等と正義を擁護するならば、リプロダクティブ・ライツに関して、男性には『女性の権利を守る義務』と『子供の権利を守る義務』が課せられる」（沼崎 2000: 15）という。

しかし、ことはそう単純ではない。なぜなら、生殖は異性愛の男性と女性という2人の主体が性行為を行なうことによって発生するプロセスの謂いだとはじめに定義をしたが、そのプロセスは女性に大きくのしかかる負担としてある。端的に、男性と女性の2人の主体が抱える生殖の負担は平等ではなく、「自然な不平等」がそこにはある。そして、その「自然な不平等」を是正しようと、男性学がその「良心さ」ゆえに、男性自らを生殖において責任を有する当事者と強く認識すればするほど男性を強靱な責任主体として措定してしまい、女性の自己決定権との緊張が高まる。そして、リベラル・フェミニズムの生殖論における男性主体確立の試みは、女性の主体性と対立する磁場へと引きずりこまれるという極めて皮肉な結果になる。

いままでの生殖論における男性を、近代的な意味での強い主体——女性の意思決定に依存せず、外在的に自律している批判されるべき主体——として措定が出来るのならば、本稿が取り上げた男性学は、そのような強い主体像は望ましくないと考える。では、どのような男性主体を立ち上げることが可能であり、また望ましい

と考えられるのか。

再生産責任の個人化の立場をとる男性学にとって、男性が生殖論において主体となりえるのは、論理的に突き詰めると次の形態にならざるをえない。すなわち、女性の自己決定権を尊重するのならば、女性から責任を有する主体として呼びかけられたときに初めて遡及的に立ち上がる主体としてである。敢えていえば、近代的な意味での強い主体概念とは対極にある極めて弱い主体——女性の意思決定に依存しそれを存立根拠とする他律的主体——とでも呼べる。

この弱い主体は、もちろん男性の責任を免罪するための概念にはならない。むしろ、弱い主体において求められる男性像は、女性からの呼びかけには真摯に応える、責任を有した存在だと考えることができる。しかし、その責任は所与のものではない。女性の自己決定権の行使の後に遡及的に発生する責任である。このような形でしか、本稿が取り上げた男性学は主張できない。

しかしながら、本稿が取り上げた男性学の議論から析出されたこの弱い主体は3つの問題を含んでいる。第1に生殖は一義的には女性の問題という前提を無条件に与件としている点¹⁴、第2にそのために男性を積極的には責任を有した存在とはせず、生殖における男性の責任の有無を女性に決定させることになってしまう点、第3に現実の生殖を巡る問題には何ら答えておらず、倫理的で良心的な男性にしか届かない点¹⁵、である。

4-3 生殖論と男性学のジレンマ

リベラル・フェミニズムは生殖において自己決定権のジレンマ——生殖から男性を疎外しえたと同時に、女性を生殖へと疎外してしまうこと——があると述べた。男性学も生殖を語るときにジレンマを抱えているが、その理由について

て触れておく必要があるだろう。端的に言うと、再生産責任の個人化論の男性学もまた、個人を与件としたリベラリズムの問題構成に収まってしまっているため、自律した個人を想定していることからフェミニズムと同様の生殖におけるジレンマが導かれてしまう。

生殖を語るときには身体という対象を考察することになるが、こと生殖という現象をみたとき、この身体というものが新たな様相を呈する。すなわち、生殖と個人の自律性 (autonomy) の背反関係が問題として浮上する。人間は、自分の身体を制御可能な対象として考える。しかし、生殖の問題を考えると、自分の身体にはすでに他者性が織り込まれていることを認めざるをえない (山根 2004)。にもかかわらず、近代的な個人や権利といった概念は、この他者性を排除し、個人をあたかも自律しているかのように措定することで成り立っている。2 者の関係として生じた生殖という現象を、その 2 者の関係論として論じるのではなく、1 人の個人として論じてしまう議論枠組みを採用したことで、男性学もフェミニズムと同様のジレンマを抱え込んだと言える¹⁶。

これはリベラリズムが抱える問題へと収斂させることができる。男性学が抱える生殖論のジレンマは、リベラリズムに依拠した女性の自己決定権の考え方が誘因してしまう、男女間の没交渉という条件に起因しているといえる。日常生活において、男女の相互行為としてしばしばなされる生殖における意思決定が、リベラリズムの問題構成における生殖論ではそうでないものとして描かれてしまっていることこそが問題なのである。

男性学においても、権利を有する主体として個人を措定してしまうと、権利とは排他的なものであるがゆえに、生殖を女性のものか、ある

いは無理やり男性のものとして考えるかしかない。女性の自己決定権を所与の前提とするとき、男性学は男性の再生産責任を語るすべがなくなくなる。リベラリズムの問題構成で生殖を論じるかぎり、男性を生殖の当事者として論じることは極めて困難なのである。

本稿の分析から、男性個人を再生産責任の帰責主体と考える場合の論理的問題点と、その解決のしがたさの一端が明らかになった。

5 結語にかえて——男性学の生殖論再考

以上、生殖論において、再生産責任の個人化の立場をとる男性学の批判的検討を行った。この立場の初発の問題意識は、リベラル・フェミニズムのそれと非常に親和性があった。リベラル・フェミニズムは家父長制への抵抗から、生殖とそれに付随する再生産の責任を女性個人の私的領域に囲い込むことを目指した。それは国家権力、社会、そして夫個人という抑圧的な父権への戦略的な抵抗であった。夫という個人の抑圧性から逃れ、社会に救いの手を求めることも、制度的に転移された父権へと従属することにほかならず、女性の主体性の確立こそが求められたのである。

このように家父長的な強い男性主体への抵抗感こそ、リベラル・フェミニズムが生殖を私的領域へと囲い込んだ大きな要因の 1 つだとみることができる。このリベラル・フェミニズムの問題構成を引き継ぎ、本稿が取り上げた男性学も議論を展開した。生殖を女性のみの問題と考えることが問題含みであるのならば、それをもう 1 人の帰責主体である男性との 2 者間の問題として考えるという選択は十分にありうる。しかし男性があまりに主体性を持ちすぎると、女性の主体性を脅かす。女性の主体性を脅かさな

い男性主体をこの立場から考えるのであれば、女性の意思決定ののちにしか立ち上がらない、弱い主体としての男性主体であった。しかし、この弱い主体は、本稿が検討してきたように生殖を語る男性学にとって有効な戦略とはなりえない。生殖を語る男性学はリベラル・フェミニズムの問題構成を引き継ぐ形で論を展開するとジレンマを不可避に抱えるため、リベラル・フェミニズムの問題構成を一部認めつつも相対化するか、あるいはまったく別の方途を模索する必要があることを確認しておく。

本稿の議論を踏まえ、男性学が今後どのような方向性を取るべきか最後に述べておきたい。本稿は再生産責任の社会化論とは異なり、個人という視点から生殖の再生産責任の議論を展開した男性学の立場を批判的に考察した。そこで、生殖論の個人化の諸問題を描くとともに、男性学の立場からも再生産責任の個人化論の限界を論じた。

では、男性学はどのように生殖を語ればよいのか。つまり、男性学にとって、強い主体も弱い主体も、どちらの主体概念も生殖に対して問題含みでありそのまま受け入れることが出来ないのであれば、この二極の間の適当な距離を見定め生殖論を立ち上げていく必要があるのではないだろうか。本稿でのこれまでの議論から、男性学が生殖論を考察するさいの基礎的視座が幾分明らかになったといえるだろう。

本稿は、男性学と生殖論の大きな布置関係を描くことが課題であったため、ある程度図式化・形式化して論を進めた。今後は、周辺の論点の整理とともに、個別の生殖論について、男性学が何をいえるのかを検討する必要がある。それと同時に、いままでの生殖論において男性の不在という枠組みを支えてきた社会とはどの

ような社会であったのかという問いも、明らかにされるべき喫緊の課題といえるだろう。これらの問いは、親密圏の問題群や他者の定義とも関わる重層的なテーマであり、多くの困難が予想される。男性学からの生殖論の構築は、多くの問いを孕む途上の学問といえるが、稿を改めて引き続き検討を行いたい。

注

¹ 男性学の定義には男性の視点を重視した伊藤 (1996: 30) や大山 (2000: 34) の定義もあるが、本稿では男性学を「フェミニズムを通過したあとでの男性の自己省察としての学問」(上野 2002: 208) と定義したい。なぜならば、伊藤や大山の定義は男性および男性社会を研究対象とすることに力点があり、男性問題を男性のみの問題として捉える傾向が強いことが挙げられるが、男性問題の多くは女性との関係を抜きに論じることは難しい。さきの上野の定義を採用することで、フェミニズムとの関係を踏まえた積極的な意味での男性学を立ち上げることができるという認識利得がある。

² 下記の5つのそれぞれの段階が生殖(とそのプロセス)と呼ばれてきた。①避妊行為、②受精・受胎プロセス、③胎児の出産の選択、④出産、そして⑤育児(岩波女性学辞典 2002: 274)までである。それぞれに男性学が考えるべき論点はあまりにも多い。そこで本稿は細分化されている生殖論の詳細には立ち入らず、最広義の定義を採用したい。

³ もちろん昨今の生殖技術論、セクシュアリティ論の展開などを鑑みれば、女性と男性という異性愛の2者が必要ではない生殖はいくらでも挙げることができる。たとえば生殖技術の発展により、排他的な異性愛カップルの生殖という実態はすでに一部では崩れているし(Baker 2000)、セクシュアリティ研究の発展から従来の生殖観の自明性にも嫌疑が付き

つけられている(河口 2003)。すなわち、実態的にも理論的にも、現在の生殖というコンセプトの自身は極めて肥大化すると同時に曖昧化している。しかし、本稿の考察からあらかじめそれらの論点は除いておく。

⁴ 再生産責任とは、永田(1997: 284)によると「妊娠、出産、養育という人間の再生産にかかわる責任」と定義される。しかし、本稿では、妊娠以前の性交にまでその責任の範囲を広げたい。なぜなら、妊娠に至る性交こそが、それ以降のプロセスを発生させているからである。

⁵ たとえば、生殖を個人の枠組みで捉えることの限界(江原 2001)、中絶に如実なように母親と胎児の権利葛藤問題とみなしがちな点(井上 1996; 加藤 1996)、父親を排した圧倒的に濃密な母と子の間の物語として語られる危険(田間 2001)、そして生殖を「権利」の語彙で主張することの他者への排他性(山根 2004)などである。また別の側面からのリベラル・フェミニズムが抱える問題点の指摘として、原理的にそもそも「自己」「決定」が可能かどうかについて、優性思想と自己決定の対立時に顕在化する社会的圧力の問題(市野川 1996)、生殖技術における「仕組まれた」選択の問題(柘植 1996)、自己決定の「自己」、男女「平等」の内実の解釈の混乱(吉沢 1993)、および私的所有の「私的」の範囲の曖昧さ(立岩 1997)などがある。このような問題群を抱えながらも、フェミニズムはリベラリズムと寄り合い生殖論を構築してきたし、そうせざるをえない歴史的必然性があった。

⁶ ところで、もちろん生殖論に男性を組み込む言説が、悪しき家父長制への回帰へと結びつくことに危機感を抱くフェミニストがいても不思議ではない。たしかに生殖における男性の責任や負担そして義務を問う論は、出生する子への権利と表裏一体であり、いずれもその裏に付きまとう生殖における男性の権利の主張へと簡単に結びつく危険がある。男

性の生殖における責任は、父親の権利運動という形でシングルマザー、レズビアンマザーにとって並々ならぬ脅威となる可能性は十分にありうる。牟田(2007)が危惧するように現行の女性に特化している生殖論を「ジェンダー中立的」に論じようとする試みが、すでに家父長的だと言うこともできるだろう。

⁷ その一方、再生産責任の社会化論は別の側面も有している。フェミニズムは社会や国家を、女性個人の子宮を管理し、支配するための装置とみなしてもきた(藤目 2005)。再生産責任の社会化は、生殖における男性のフリーライダー化を防ぐことができる反面、生殖を国家や社会の管理化に預けることになるという両義性があることには注意が必要である。

⁸ ここで永田はリベラリズムではなく、リバタリアニズムという語を用いている。一般的にリベラリズムは平等主義的であり、リバタリアニズムは自由尊重主義だと考えられている。本稿では山根(2004: 12)の整理に倣いリバタリアニズムも権利基底的という点で、リベラリズムの1つとして位置づけることにする。

⁹ ただし、胎児が生命を有した存在であり、権利主体であるという前提自体はつねに自明というわけではない。詳しくは注13を参照のこと。

¹⁰ 「貪る性」とは、生殖と切り離された快楽の追及を行う男性のセクシュアリティの側面であり、「犯す性」とは、わいせつ行為やレイプなどの性行為そのものの暴力性・犯罪性を有する男性のセクシュアリティの側面を強調する呼びかたである(沼崎 1997: 86)。

¹¹ 沼崎はこの「孕ませる性」を2000年には「産ませる性」と言っている。しかし、この2つの語は、沼崎の論考においても置換可能な形で使われているため、本稿では「孕ませる性」で統一する。

¹² なぜ男性は性的場面での2者関係において相手に応じて態度が変わるのか。森岡がその理由の1つとして挙げるのは、男性の「不感症」である(森

岡 2005)。また、男性のセクシュアリティを論じるさいに、そこには性行為の相手である女性に対する戦略的な思案が働く側面もある。男性という孕まることが可能な身体を有する主体の戦略的なセクシュアリティの研究も喫緊の課題であろうが、本稿では守備範囲を超えるため踏み込まない。

¹³ いまだ生まれていない「辺境的存在者」である胎児に対する責任を、「中心的存在者」である女性への「われわれ」の責任と同程度であると考えれば必然性は実のところない。たとえば加藤（1996: 64）がいうように、「胎児と未来の世代とを含む『未だ生まれざる物たち』を『われわれ』と呼ぶこと、彼・彼女らの権利や彼・彼女らに対する『われわれ』の責任という問題を、彼・彼女らを『われわれ』と呼ぶところから考え始めることは、果たして正当なのか」という原理的な問題があるし、「胎児を『われわれ』に回収しようとすることは、途方もない暴力」（加藤 1996: 65）とさえいうこともができる。胎児

に対する責めを負うという倫理的な態度は、胎児の不当な道徳的格上げということも可能である。加藤と同様の立場として、Duden（1991）など。

¹⁴ 弱い主体において、女性からの契約なり合意を経て初めて男性は再生産責任を分担しえる。女性の意思決定により主体化される男性は、生殖を女性の問題とアプリアリにまず考えているからこそ、そこに存立根拠を求めることが可能となる。

¹⁵ これは宮地（1998）も指摘している点である。

¹⁶ なお、これはフェミニズム理論によってもすでに批判的に検討が行なわれている論点である。たとえば山根（2004）が試みたのは、まさにこのような他者性を孕んでいる身体を、個人や権利という近代西洋の概念で括ってしまうことの限界を見定めることだったのではないだろうか。この山根の分析は、リベラリズムの限界を見据えながらフェミニズムの文脈で権利や個人を語ることの臨界を捉えようとしており、非常に明晰である。

文献

- Baker, Robin, 1999, *Sex in the Future: Ancient Urges Meet Future Technology*, Macmillan. (= 2000, 村上彩訳『セックス・イン・ザ・フューチャー——生殖技術と家族のゆくえ』紀伊國屋書店.)
- Connell, R.W., 1995, *Masculinities*, Polity Press.
- Duden, Barbara, 1991, *Der Frauenleib als öffentlicher Ort*, Luchterhand. (= 1993, 田村雲供訳『胎児へのまなざし——生命イデオロギーを読み解く』阿吽社.)
- 江原由美子, 1985, 『女性解放という思想』勁草書房.
- 江原由美子ほか編, 1996, 『生殖技術とジェンダー』勁草書房.
- , 2001, 『フェミニズムとリベラリズム』勁草書房.
- 江原由美子・金井淑子, 1997, 『ワードマップ フェミニズム』新曜社.
- Gosden, Roger, 2000, *Designing Babies: The Brave New World of Reproductive Technology*, W H Freeman & Co. (= 2002, 堤理華訳『デザイナー・ベビー——生殖技術はどこまで行くのか』原書房.)
- 林道義, 1996, 『父性の復権』中公新書.
- 細谷実, 1997, 「リベラル・フェミニズム」江原由美子・金井淑子編『ワードマップ フェミニズム』新曜社, 37-60.
- 藤目ゆき, 2005, 『性の歴史学』不二出版.

- 育児連 男も女も育児時間を！連絡会編，1989，『男と女で「半分こ」イズム——主夫でもなく，主婦でもなく』学陽書房。
- 井上達男，1996，「人間・生命・倫理」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房，3-39。
- 市野川容考，1996，「性と生殖をめぐる政治——あるドイツ現代史」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房，163-217。
- 伊藤公雄，1993，『〈男らしさ〉のゆくえ——男性文化の文化社会学』新陽社。
- ，1996，『男性学入門』作品社。
- 金井淑子ほか編，2004，『岩波 応用倫理学講義 5 性 / 愛』岩波書店。
- 加藤秀一，1996，「女性の自己決定権の擁護」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房，41-79。
- 河口和也，2003，『クエア・スタディーズ』岩波書店。
- LeVay, Simon, 1996, *Queer Science: The Use and Abuse of research into Homosexuality*, MIT Press. (= 2002, 玉野真路・岡田太郎訳『クエア・サイエンス』勁草書房。)
- 宮地尚子，1998，「孕ませる性と孕む性——避妊責任の実体化の可能性を探る」『現代文明学研究』1: 19-29。
- 水田珠枝，1994，『女性解放思想史』筑摩書房。
- 森岡正博，1999，「女性学からの問いかけを男性はどう受け止めるべきなのか」『日本倫理学会第 50 回大会報告集』，52-87。
- ，2001，『生命学に何ができるか』勁草書房。
- ，2005，『感じない男』ちくま書房。
- ，2008，「腔内射精性暴力論の射程——男性学から見たセクシュアリティと倫理」『倫理学研究』関西倫理学会，38: 24-33。
- 牟田和恵，2007，「『ジェンダー家族』のポリティクス——『親性』の男女平等主義を再考する」日本家族社会学会テーマセッション報告原稿。
- 村瀬春樹，1984，『怪傑！ハウス・ハズバンド』晶文社。
- 永田えり子，1997，『道徳派フェミニスト宣言』勁草書房。
- ，2001，「『性的自己決定権』批判——リバータリアニズム VS フェミニズム」江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム』，143-78。
- 西川祐子・荻野美穂編，1999，『共同研究 男性論』人文書院。
- 沼崎一郎，1997，「〈孕ませる性〉の自己責任——中絶・避妊から問う男の性倫理」『IMPACTION インパクション——特集 ピルから見る世界』105: 86-96。
- ，2000a，「男性にとってのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ——〈孕ませる性〉の義務と権利」〈テーマ〉女性と人権『国立婦人教育会館研究紀要』4: 15-23。
- ，2000b，「マスターベーションの政治経済学——女性を“道具化”する男性セクシュアリティの個人的形成」『アディクションと家族』17(5): 377-82。
- ，2002，「男性学と男性運動」原ひろ子編『比較文化研究』，289-307。
- 荻野美穂，1994，『生殖の政治学——フェミニズムとバース・コントロール』山川出版社。
- ，2002，『ジェンダー化される身体』勁草書房。

- 大山治彦・大東貢生, 1999, 「日本の男性運動のあゆみ (1) 〈メンズ・リブ〉の誕生」『日本ジェンダー研究』
2: 43-55.
- 男の子育てを考える会編, 1978, 『現代の子育て考 IV—男と子育て』現代書館.
- 盛山和夫, 2006, 『リベラリズムとは何か—ロールズと正義の論理』勁草書房.
- Stoltenberg, Jhon, 1989, *Refusing to be a Man*, Ucl Pr Ltd. (= 2002, 蔦森樹『男であることを拒否する』勁草書房.)
- 田間泰子, 2001, 『母性愛という制度』勁草書房.
- 立岩真也, 1997, 『私的所有論』勁草書房.
- 柘植あづみ, 1996, 「『不妊治療』をめぐるフェミニズムの言説再考」江原由美子編『生殖技術とジェンダー』
勁草書房, 219-53.
- 上野千鶴子, 1990, 『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店.
———, 2002, 『差異の政治学』岩波書店.
- 渡辺恒夫, 1986, 『脱男性の時代—アンドロジナスをめざす文明学』勁草書房.
- 山根純佳, 2003, 「リベラリズムの臨界—中絶の自己決定権をめぐる」『思想』947: 21-40.
———, 2004, 『産む産まないは女の権利か—フェミニズムとリベラリズム』勁草書房.
- 吉沢夏子, 1993, 『フェミニズムの困難—どういう社会が平等な社会か』勁草書房.

(さいとう けいすけ、東京大学大学院、LL66108@gmail.com)

(査読者 野辺陽子、熱田敬子)

Academic Boundaries in Japan of the Reproduction Theory of Men's Studies

SAITO, Keisuke

The purpose of this paper is to provide some foundational ideas on how to construct the theories of reproduction from Men's Studies perspective.

Hitherto, most of discussions concerning reproduction from the Liberal Feminism converge into merely female issues. Thus, female itself is only concerned, not much on male. Recently, the field of Men's Studies has emerged, and some scholars within the discipline have tried to grapple with reproductive issues from a male perspective, focusing on the role of reproduction in the formation of men's subjectivity. Their discussion is not about the well-known Patriarchism, but about construction of male subjectivity of reproduction. As a result of this, their work suffers from flaws of reasoning. By surveying critically these attempts to theorize reproduction from Men's Studies perspective, this paper outlines clear steps that Men's Studies scholars can take to overcome the type of problems that have arisen in their attempts at conceptualizing reproduction.